

月報

しろいし

5月号

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) 〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8  
TEL:0224-25-3107 FAX:0224-25-8977

労働市場の動向(令和3年3月内容)

【求職の動き】

- ☆新規求職者数は167人となり、前年同月比で3.5%減少した。
- ☆月間有効求職者数は672人となり、前年同月比で3.5%増加した。

【求人動き】

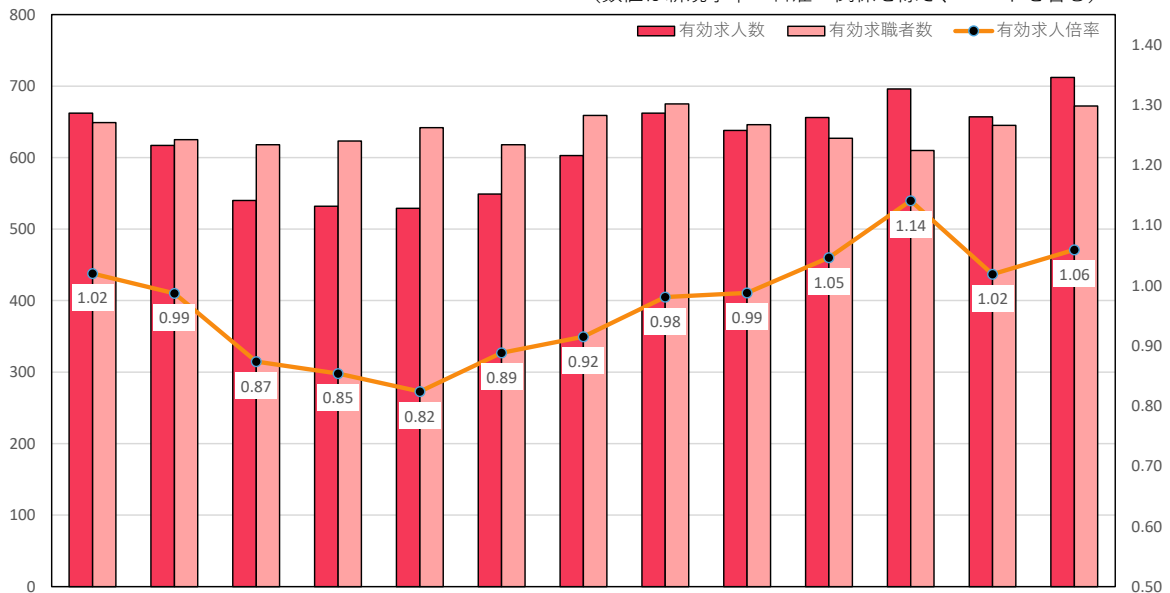
- ☆新規求人数は、一般とパートの合計で333人となり、前年同月比で、27.1%増加した。  
内訳では、一般求人は、23.5%増加し、パート求人は35.4%増加した。
- ☆月間有効求人数は712人となり、前年同月比で7.6%増加した。

【有効求人倍率の動き】

- ☆有効求人倍率は、前年同月を0.04ポイント上回る1.06倍となった。  
内訳では一般の有効求人倍率が1.10倍、パートの有効求人倍率が0.99倍となった。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月
有効求人人数	662	617	540	532	529	549	603	662	638	656	696	657	712
有効求職者数	649	625	618	623	642	618	659	675	646	627	610	645	672
有効求人倍率	1.02	0.99	0.87	0.85	0.82	0.89	0.92	0.98	0.99	1.05	1.14	1.02	1.06

一般職業紹介状況（令和3年3月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	167	5.0	▲ 3.5	
	うち男	95	21.8	3.3	
	うち女	72	▲ 11.1	▲ 11.1	
	年 齢 別	～44歳	69	▲ 6.8	▲ 18.8
		45～54歳	28	21.7	▲ 3.4
		55歳～	70	12.9	18.6
	月間有効求職者数	672	4.2	3.5	
	うち男	350	9.4	9.0	
	うち女	322	▲ 0.9	▲ 1.8	
	年 齢 別	～44歳	268	4.7	▲ 9.5
		45～54歳	118	1.7	11.3
		55歳～	286	4.8	15.8
求 人 関 係	新規求人数	333	76.2	27.1	
	主 要 産 業 別	建設業	91	116.7	23.0
		製造業	46	130.0	64.3
		卸売・小売業	52	57.6	33.3
		飲食店・宿泊業	42	366.7	2.4
		医療・福祉	43	34.4	34.4
月間有効求人数	712	8.4	7.6		
就 職 関 係	紹介件数	280	22.8	17.6	
	うち男	137	26.9	0.7	
	うち女	143	19.2	40.2	
	就職件数	93	116.3	13.4	
	うち男	45	181.3	7.1	
	うち女	48	77.8	20.0	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和3年3月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	816	818	815	
	資 格 取 得 者 数	66	58	84	
	資 格 喪 失 者 数	90	66	125	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,096	11,121	11,203	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	36	35	36
		受給者実人員	148	153	128
		支給金額（千円）	17,983	15,890	16,525
	高 齢	受給者数	10	15	11
		支給金額（千円）	2,061	3,048	2,166
	特 例	受給者数	0	7	0
		支給金額（千円）	0	1,100	10,344
	再 就 職 手 当	支給人員	14	11	7
		支給金額（千円）	4,615	5,167	3,053

# 7月1日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において「特定求職者雇用開発助成金」の制度を一部変更します

「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」は、令和3年7月1日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において、制度を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

## 併用時の変更点

障害者トライアル雇用により雇い入れた対象労働者（令和3年7月1日以降に障害者トライアル雇用紹介された方が対象）を、トライアル雇用終了後も引き続き雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の受給は、第2期支給対象期分からとなります。

現行：  
第1期支給対象期分から受給可



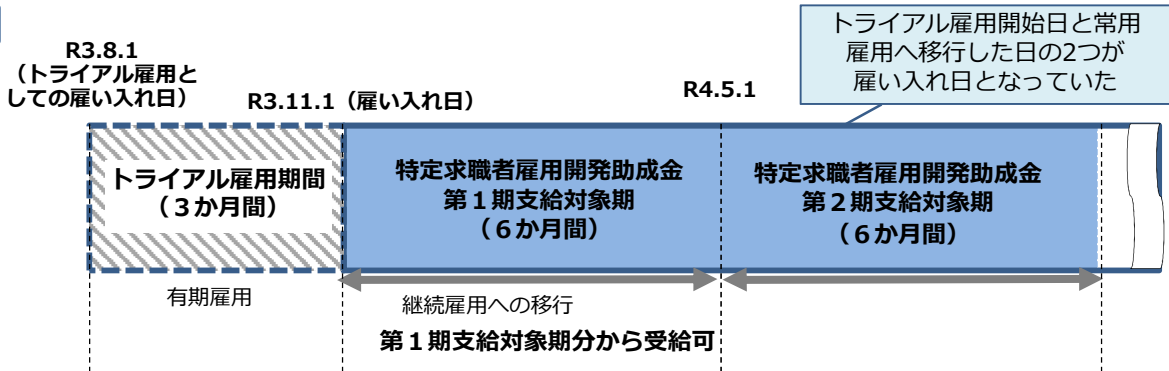
改正後

第2期支給対象期分から  
受給可

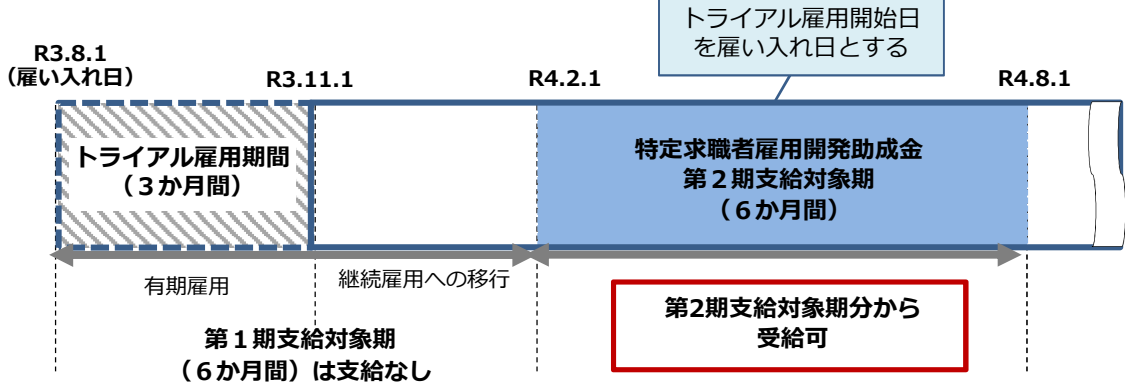
※第1期支給対象期分は支給されません。

[具体的な支給例] 令和3年7月1日に障害者トライアル雇用紹介され、8月1日に雇い入れた場合

### 現行



### 改正後



○ 有期雇用期間 □ 継続雇用期間 ▨ トライアル雇用期間 ■ 特定求職者雇用開発助成金対象期間

## ご注意ください

- ▶ トライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金、それぞれ支給申請を行う必要があります。
- ▶ トライアル雇用助成金が不支給となったなど、障害者トライアル雇用が適切に実施されていない場合は、特定求職者雇用開発助成金についても支給を受けることができません。
- ▶ 詳しくはお近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

